

定額減税補足給付金（不足額給付）の ご案内

不足額給付とは、令和6年に実施した当初調整給付の支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。次のいずれかに該当する方が対象となります。

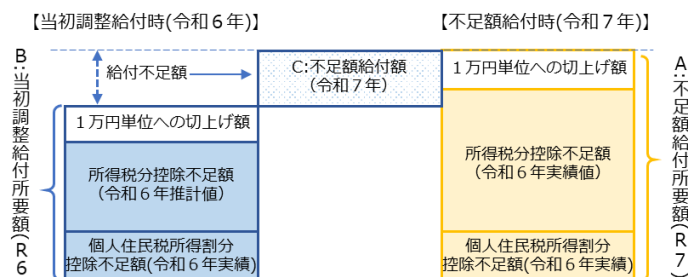
不足額 給付Ⅰ

〔対象者〕

令和6年分所得税および定額減税実績額等が確定したのちに、
本来給付すべき所要額（A）と 当初調整給付額（B）との間で
差額が生じた方

〔支給額〕

不足額給付所要額と
令和6年度調整給付金支給額
との差額（C）



不足額 給付Ⅱ

〔対象者〕 下記の要件をすべてみたす方

1. 令和6年分所得税額、令和6年度個人住民税所得割がともに非課税
(定額減税前税額が0円) …本人として定額減税対象外である方
2. 税制度上、「扶養親族」から外れる
(青色専従者・事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の方)
3. 低所得世帯向け給付*の給付を受けた世帯主・世帯員でない
*令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

〔支給額〕 原則4万円（令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円）

手続き方法

① 令和6年度の当初調整給付を受給された方 または 公金受取口座の登録がある方

お手続きは不要です

- ・「定額減税補足給付金（不足額給付）支給のお知らせ」が届きます。
- ・ お知らせの文書に記載された口座に振込します。
- ・ 支給口座を変更する・受給を辞退する場合は同封の届出書に必要事項を記入の上、本人確認書類等とともに返信してください。

② ①にあてはまらない方

お手続きが必要です

「定額減税補足給付金（不足額給付）
支給確認書」が届きます。

【裏面をご確認ください。】

申請期限

令和7年10月31日（金）

（消印有効）

② 「支給確認書」が届いた方

- 同封の記入例を参考に、確認書に必要事項を記入し、下記提出書類を添付して、返信用封筒で提出してください。
- 町が申請書類を受理したのち、順次支給となります。

提出するもの

□ 『定額減税補足給付金（不足額給付） 支給確認書』

必要事項（氏名・確認日・連絡先電話番号および振込口座）を記入してください。

□ 『本人確認書類の写し（コピー）』

対象の方の運転免許証、健康保険証、資格確認書、マイナンバーカード（顔写真のある面）等の写し（コピー）を添付してください。
※有効期限内のものに限ります

□ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※確認書に銀行口座の記載がない、または異なる口座への振込を希望する場合

通帳見開き（1ページ目）やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を添付してください。

□ 『相違のあることが分かる関係書類の写し（コピー）』

※確認書に記載された各数値について重大な相違がある場合

令和6年分の源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書など、給付額算出に必要な税額や扶養親族数が分かる書類の写し（コピー）を添付してください。



給付金の「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

給付金・定額減税について、内閣府や内閣官房から電子メールで案内することはありません。そのようなメールは情報の詐取などを目的としたものと考えられますのでご注意ください。

お問い合わせ先

田原本町臨時特別給付金事業実施本部



0744-47-4007 受付時間 8:30～17:15(土日祝を除く)